

戦後初期の日産自動車における臨時工と労使関係

立命館大学産業社会学部 吉田 誠

本報告について

- ・戦後日産における臨時工の登場（復活）および臨時工の本工化闘争を時系列で検討
- ・労使関係の観点から臨時工が登場してきた背景および本工化闘争を可能にした条件を明らかにする
- ・今後の課題として、臨時工に関する諸議論との接続
どのように本工と臨時工の差別処遇が正当化されたのか

- 目次
1. 労組との関係で登場してきた臨時工
 2. 「その他臨時に雇用された者」の活用
 3. 朝鮮特需後の臨時工大量採用の本格化
 4. 臨時工の大量導入に対する組合執行部の態度
 5. 現場から上ってきた臨時工問題
 6. 臨時工問題の具体的展開
 7. 本工化闘争の背景にあったもの
 8. 小括

1. 労組との関係で登場してきた臨時工

1948年1月 経営側が46年締結の労働協約破棄を通告→新協約提案
組合は反対。逆に、改正案を提起。この組合案において、臨時工的な労働者をユニオンショップ協定から除外する条項が設けられる。

「第二条 甲の従業員は、左の各号の一に該当するものを除いて凡て乙の組合員であることを要す。」

「一、季節工、日雇工、その他臨時的に雇用された者」

（『日産旗旬報』36号 1948年2月1日）

→2月 組合案をほぼそのまま踏襲して改正労働協約締結

（『日産旗旬報』38号 1948年3月1日）

ここでの合意が含意するもの

→組合員外とされた労働者の異質性

- ・ 季節工：東北等の農民の季節出稼ぎ労働者
→生活のスタイルが異なる
- ・ 日雇工：48年の職安法で直備化された人夫など
→仕事の性質が異なる
- ・ その他臨時に雇用された者：この時点では不明→残余カテゴリー

2. 「その他臨時に雇用された者」の活用

1948年頃から「外車修理」＝「自動車再生作業」に臨時工導入
占領軍の古い外車を解体したうえで洗浄し、再度組立を行う
→自動車製造作業との仕事の同質性が存する

臨時工活用の背景

- ・ 契約の臨時性（受注が続くかどうかわからない）が表向き理由
しかし、会社再建の柱的事業とされていた
- ・ 48年協約における組合による採用規制・配転規制
「従業員の採用方針及び組合員の所属変更に関しては組合の承認が必要」
- ・ 48年夏1000人増員に対して組合は反対→採用規制
- ・ 配転規制の可能性：外車修理は望ましくない仕事←米軍直轄の仕事
「進駐軍の監督官も工場内に常駐」

→「その他臨時的に雇用された者」＝組合規制から外れた労働者としての活用が始まった

49年9月臨時工の解雇問題→組合は反対するも明確な方針出せず
10月には組合員の人員整理が生じ、臨時工問題は雲散霧消

3. 朝鮮特需後の臨時工大量採用の本格化

50年6月の朝鮮戦争勃発以降 臨時工の大量採用始まる

工場名	要求人員	充足人数
本社工場	637	534
厚木工場	62	36
大阪工場	18	18
東京製鋼所	17	15
合計	734	603

出所：日産（1965, 228頁）を改変

臨時工の労働条件（「臨時労務者就業規則」1950年11月）

二つのタイプの臨時工…処遇の仕組みも異なる（全自, 1951）

- ・常用労務者（技能経験者）…本工と同種の労働に従事
本工賃金の平均に対し最高額で90%、標準額で59%
- ・日雇および常用労務者（雑役）
最高額で55%、標準額で37%（いずれも推計値：吉田, 2015）

4. 臨時工の大量導入に対する組合執行部の態度

臨時工としての採用反対

- ・職場の生産
生産の「円滑」な遂行の障害
- ・組合員の賃金、労働条件
「臨時工のために」「低下することは実績が示す」
- ・組合の態勢
「職場で組合員でない者が多く交つては、組合活動は大きな障害」、また臨時工組合ができる「やつ介」
- ・将来の企業整備闘争
「臨時工が解約されて、ほうり出され、本工（従業員）が大丈夫だということは誰も保証できない」

（「賃金闘争案」『日産旗旬報』第118号1950年10月1日）

→新しく入ってきた臨時工の処遇改善、組織化などの問題意識はなし

5. 現場から上がってきた臨時工問題

50年12月越年資金闘争

熱処理、鍛造、プレス職場（2割が臨時工）

ストライキ前に臨時工を集めてスト協力への要請

臨時工の不満や不安が続出→交流する中で臨時工問題の認識が現場に広がり、執行部に対処を求める

「リンズ工はどうしても組合員全体で守つていかななくてはならぬと痛感された」→「今後共こうした会合を開く」

（『日産旗旬報』第122号 1950年12月27日）

現場からの声を反映して

→越年資金については「臨時工については別途考慮」で妥結

執行部と現場とでの方針の懸隔

「臨時工問題、残業問題、生産態勢の問題等がでてきたが、之に対するの考えをハッキリさせなかつたため、組合員各自の見解に開きを生じ之が組合員と執行部との考え方の相違をもたらした」

（中村, 1951, 23頁）

6. 臨時工問題の具体的展開

1951年 全自本部では明確な方針が出せず

第四回定期大会討議資料 運動方針案（51年2月14日）

「組合が臨時工の問題をどうとりあげるか、臨時工の組織をどうするか失反闘争として臨時工の問題をどうとりあげるか等であるが、ここで一率（ママ）の方針を出す段階でないから、日野ヂーゼル、日産、…中略…等に起こつた問題を検討して、方針を具体的に固めて行きたい」（『全自動車』第101号1951年2月21日）

他方で、調査を開始。『調査情報』4号「臨時工に関する覚書」

→今後の方針策定のための問題点の整理

「われわれははつきりと問題点の所在を確め、之が臨時工のみの問題でなく労働者全体の問題であり、更には、社会全体の問題であることを認識せねばならない。」（全自, 1951, 32頁）

日産分会の対応

3月賃上げをめぐる春季斗争の方針

執行部の認識は未だ臨時工脅威論の枠を出ず

しかし職場要求の集約では

「臨時工を本採用せよという問題は…製造部門からは極めて強い主張となつて出ているが、本館関係からもこの意見は出されている」（『日産旗旬報』第125・126合併号 1951年3月11日）

こうした職場からの意見に押される形で

→臨時工について組合員と同じ賃上げ率（34%）を要求

→最終妥結は組合要求通りとはならないものの、賃上げの適用範囲に臨時工のうち「常用労務者」が含まれることに

5月 第10回定期大会

臨時工問題が初めて大会課題に盛り込まれる…「懸案事項中日常闘争として闘う問題」の中の一項目

- ・労働条件の改善…「一般組合員の場合と同様に取りあげ」る
- ・身分問題…身分転換

9

但し、臨時工の組合員化については今後の課題…「組合の受入態勢、範囲の問題、なお充分検討の余地があるので、次回の大会までにはこの問題を討議し態度を決定する方針」（『日産旗旬報』臨時号 1951年5月29日）

→臨時工の教育に重点…懇談会、機関誌購読

その後も組合員化には踏み込まず

一部本工化の実現 生産協議会での臨時工の「本採用」要求

→6月に会社から「一部本採用の提案」

・組合「試用期間2カ月経過して6カ月計8カ月以上全員」の本工化を要求（全員本採用が筋ではあるが）

・会社…製造部門関係約150名、事務部門関係約50名を「選考」

→「入社後8カ月以上の者、採用人員150名にはこだわらない、今後も本採用に関しては情勢によつて続ける」で決着。また、年齢制限が18～35歳までだったのが「成績優秀の者であれば」40歳までとなった。

（『日産旗旬報』第135・136合併号 1951年6月27日）

→7月に182名が本工化（中村, 1952, 12頁）

10

1952年

全自本部運動方針案…「臨時工問題と残業問題は、当面する一年の生産の重要問題」と位置付け

「臨時工は全廃されるべきものである」が、「段階的処理として臨時工の雇用労働条件について、組合に交渉権を認めること、あるいは臨時的に会社、組合、臨時工代表の三者で臨時工の労働条件について協議する機関を設置すること」→各分会に求める

全自賃金原則のプロトタイプ

「能力給は最低保障賃金と同時に年令、経験、技術を基礎にして設定されるべきものである。この際同一労働、同一賃金にもとづき、封建的要素、恩恵的なもの、養成工、臨時工、女子、青年だからといって、意識的に差別をすることは排除されなければならない」（『全自動車』131号1952年2月25日）

下から取り組まれた臨時工問題が、上からの理念的課題との接合がはかられ、組合政策の中に位置付けられることになった。

11

日産分会における展開

2月の経営協議会で本工化要求（『旬報』155・156合併号 1952年2月21日）

→3月会社は100名の本工化を回答（『日産旗旬報』158合併号 1952年3月11日）

「生産計画からしても従来の経過からしても100名程度は問題にならない」、「組合の弱体化を狙い一方的な労務政策を行う意図」と組合は批判。

最終的には「本採用の規準および転換人名」を協議、100名の枠にはこだわらないことなどで決着（『日産旗旬報』160号 1952年4月1日）

→誰を本工にするかまで踏み込んだ組合規制

最終的には105名を本工化（『日産旗旬報』174号 1952年9月21日）

12

1952年夏以降の展開

全自賃金原則

第二原則「賃金は労働の質と量に応じて正しく支払われることを要求」。
「男女の別、国籍、その他の理由で、賃金差別をつけてはならない」
(『全自動車』臨時号1952年9月10日)

全自委員長 益田哲夫の意図…「臨時工、養成工というような名の労働者に対する差別的待遇反対」としての「同一労働、同一賃金の原則」(『日産旗旬報』174号 1952年9月21日)

→差別処遇打破としての臨時工問題が一つの焦点に
「第一に、家族を含めた生活の安定、独身者の生活保障、臨時工の本工化という三点を軸として低賃金打破賃上げ承認の線を斗い取る」
(『全自動車』臨時号1952年11月11日)

13

52年 日産の秋季闘争…「臨時工は全員本採用とすること」を要求

会社…全面拒否：部分的本工化で7月に決着済みの課題

臨時工自身の態度も変わる

闘争前は組合に哀願するような姿勢

「臨時工なる制度をなくし全員が無条件に本工となるように強く組合に御願います。…我々臨時工は職場大会ブロック討議に参加しても発言権も無く(強いて発言などして、職制にうらまれるんじゃないかとの心配もある)色々の斗争にも盛り上がる気も出ず、只皆さんの後からついて行くに過ぎない現状を不安に思っています」

(『日産旗旬報』1952年10月4日)

14

秋季斗争開始後、臨時工の団交参加や臨時工によるデモ

「臨時工は全員各支部毎に集って決議文をつくって代表を団交に送りこんだ。…職場毎に工場長部長に交渉して臨時工の時間中の活動を認めさせ、代表の団体交渉を推し、遠隔の静岡吉原では休日扱いにして日給を支払わせた」

「団交に出してもらってこんな嬉しい事はない。私共の決議文にたいし、会社はいやな顔をしたが、組合代表の一にらみがきいた。つづいて、数職場の代表がわれわれの決議を支持する決議文をたたきつけて下さって本当に心強かった。」

「十六日の昼過ぎ臨時工約400名は…、臨時工と本工の差別待遇反対、低賃金で何時まで臨時工を利用するのだ、本工にさせろ、のプラカードと労働歌のデモが機械工場から本館に前進」。(『全自動車』11月18日)

「臨時工も人間だ 吾々を人間並に扱え」「万年臨時工もうごめんだ」と書かれたプラカードを持った写真も残っている(全自, 1953)

15

会社側提案…銓衡による本工化

「臨時工(技能労働者のみを云ふ)制度は会社としても好ましくないと思ふから出来るだけ廃止したいと考へるが、現在の臨時工は短期間を予想して採用した為、全員必ずしも正規従業員としての適格者とは云へない。従つて正規従業員として採用する場合は左の条件により選考の上採用する」

「(イ)一定年齢未満の者、(ロ)健康状態良好なる者、(ハ)勤務成績優秀なる者、(ニ)其の他正規従業員として採用する場合の適格条件を備えた者」

(会社側「回答」1952年11月26日…浜賀コレクション52年文書綴)

16

組合は「生ハンカな妥協をして、かえつて臨時工に不利をきたす処理を絶対とつてはならない、「完全雇用の原則を忘れてはならない」（『全自動車』号外1952年11月28日）との判断から反発

→「不適格でない限り出来るだけ多くを本採用とする」

876名中659名（約2/3）の本工化に成功

全自の総括 全自全体では1400～1500名の本工化

「現在の臨時工が増加しつつある外部情勢と逆行するもの」であり「偉大な成果と認めてもいい」

（『全自動車』151号 1952年12月15日）

1953年 いわゆる日産争議

本工になれなかった臨時工のなかで32名を追加本工化要求

→名前を掲げての要求

しかし、組合分裂などで敗北→臨時工問題雲散霧消に

17

7. 本工化闘争の背景にあったもの

下からの課題化（益田は「職場闘争」（1954, 8頁）と記す）
{⇔上からの理念的な闘争}

では下からの連帯を可能にしたものは何か…労働の同質性

日雇労働者や常用労働者（雑役）には本工化は及ばなかった
→平等観の限界

加えて

臨時工本工化をめぐる労使の最後の対立点→銚衡の有無

会社「正規従業員としての適格者とは云へない」

vs

組合「不適格者は始めから採用しかなかったはずではないか」

18

この対立が示すこと

戦中・戦後採用者…特段の銚衡がなく採用されたという経緯

→臨時工との同質性

戦時中…吉原工場の立ち上げにあたって

「採用にあたって面接などする余裕もなく、希望する人は全員採用」

（日産, 1994, 22頁）

戦後直後

「どんどん新規採用、中途採用をやり出したんです。と、いうのは再採用者の中から食糧事情や食っていけないということで辞めて闇屋になったりする人がいて、それを補充するために採用せざるを得ない、ところが、その連中がまた辞めていく」、「どれだけ採用し、どれだけ辞めたかはわかりませんが、とにかくひどい状態でした」

（日産労連, 1992, 107頁）

19

「八千人募集 日産重工業株式会社」と云うポスターを駅で見て、T（引用者による匿名化）と二人で横浜の新子安にある同社に就職に行く。二人とも設計部を希望したが一杯だと云う。Tはそれならと云うのでやめてしまう。私は一応入っておけと思って入ることにした。事ム手として二百五〇円で採用してくれた。明日から来るかと訊くので、勤めるとなるときまればすることもあるので二日たつたらくと云って門を出る。」

（浜賀知彦日記 1946年1月23日）

やみくもな採用のもたらした結果

望ましくない労働者の流入→共産党系活動家、素行不良者など

ex. 47年吉原工場の組合員除名事件…「与太者の気風」

一方、こうした人員体制の再構築が課題→49年人員整理

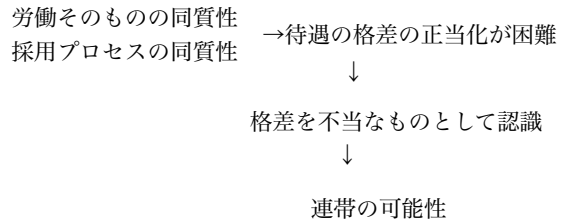
- ・レッド・パーズの先取り
- ・戦後入社 of 若者
- ・女性

20

戦中・戦後のやみくもな採用で入社した者と臨時工
採用手続きの観点：いずれも厳格な選考プロセスの欠如

しかし

戦後入社の者：組合員→組合が獲得してきた労働条件、処遇
臨時工：組合の規制外→劣悪な労働条件、不安定な雇用



21

1953年以降の展開

本工としての入職ルートの明確化→選考手続きの徹底

- ・ 工手学校の設立（53年夏に決める）
新規中卒者…「筆記試験」と「面接」
1955年 受験者276名、合格者20名 補欠6名（『ニッサンニュース』36号1955年4月）
 - ・ 準社員…臨時工からの登用制度。社員に準じた扱い
1年以上勤務の臨時工から「人物、技能、勤務成績、健康状態などの点で優秀と認められた者を選抜」。
2年準社員として勤務した者を従業員として採用
- 選考を経て入職した本工と選考を経ずに入職した臨時工
→同質性の途絶…質的差異として認識

22

8. 小括

臨時工をめぐる戦後10年のクロノロジーから見えてくるもの

1. 戦後労働者の平等観の展開

「臨時工制度の撤廃を闘争の目標にすることはなかった」（隅谷、1964、104頁）わけではない。→拡大させていく可能性はあった。

ex. 更なる可能性としての転換嘱託問題

また、これが故に企業の側は分断を確固とする仕組みが必要

2. 臨時工を扱った研究

- ・ 臨時工の登場プロセスの無視→機能的説明（本質主義）に終始
資本主義、市場経済の下で合理的存在としての臨時工
- ・ 処遇の格差を労働力の質（分断された労働市場）で説明
→同一労働同一賃金論を封殺

3. 戦後の本工／臨時工という枠組み←労組の規制力のなかで構成

労組の規制力が極小化していくなかでの正社員
→労働市場需給の従属変数、正社員の「特権」の空虚さ？

23

文献リスト

- 隅谷三喜男（1964）『日本の労働問題』東京大学出版会
全日本自動車産業労働組合（1951）『臨時工に関する覚書』『調査情報』4号
全日本自動車産業労働組合（1953）『組合員ハンドブック 闘いのあと』
中村秀弥（1951）『1950年（昭和25年）の闘争』『日産旗』1951年
中村秀弥（1952）『輝く1951年（昭和26年）の闘争』『日産旗』1952年
日産自動車（1951）『有価証券報告書』
日産自動車（1965）『日産自動車三十年史』
日産自動車（1994）『日産自動車吉原工場50周年史』
日産労連（1992a）『全自・日産分会』上
益田哲夫（1954）『明日の人たち』五月書房
吉田誠（2010）「ドッジ・ライン下における日産自動車の人員整理」『大原社会問題研究所雑誌』第621号
吉田誠（2013）「日産における臨時工の登場と労使関係」『立命館産業社会論集』49巻1号
吉田誠（2014）「戦後初期の日産における人員体制の構築」『社会科学論集』（埼玉大学）143号
吉田誠（2015）「1949年人員整理以後の日産における臨時工活用の本格化」櫻井純理他編『労働社会の変容と格差・排除』ミネルヴァ書房
吉田誠（2016）「朝鮮戦争勃発以降における全自日産分会の臨時工問題の取り組みの展開」『立命館産業社会論集』第52巻1号
吉田誠（2017）「1952年秋における全自日産分会の本工化とその後」『立命館産業社会論集』第53巻1号

24